

○経済産業省令第四十八号

高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第四十五条第二項及び第四十九条第四項の規定に基づき、容器保安規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年五月十八日

経済産業大臣 梶山 弘志

容器保安規則の一部を改正する省令

容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前

(刻印等の方式)

第八条 〔略〕

2 〔略〕

3 法第四十五条第二項の規定により、標章を掲示しようとする者は、次の各号に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める方式に従つて行わなければならない。

一 前項第一号及び第二号に掲げる容器（超低温容器を除く。

）薄板に第一項各号に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように打刻したものを、取れないように容器の肩部その他の見やすい箇所（熱処理をする以前にするものに限る。）をし、はんだ付けをし、又はろう付けをする方式

一の二 前項第一号に掲げる超低温容器 前号に掲げる方式と

(刻印等の方式)

第八条 〔略〕

2 〔略〕

3 法第四十五条第二項の規定により、標章を掲示しようとする者は、次の各号に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める方式に従つて行わなければならない。

一 前項第一号及び第二号に掲げる容器 薄板に第一項各号に

掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように打刻したものを、取れないように容器の肩部その他の見やすい箇所（熱処理をする以前にするものに限る。）をし、はんだ付けをし、又はろう付けをする方式

〔新設〕

する。ただし、当該方式が困難な容器にあつては、第一項各号に掲げる事項をアルミニウム箔にその順序で明瞭に、かつ、消えないように打刻又は印字したもの（ただし、第一項第一号に掲げる事項は打刻に限る。）を、取れないように容器の肩部その他の見やすい箇所に貼付することをもつてこれに代えることができる。

二 〔略〕

三 前項第四号に掲げる容器 票紙に次に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、フープラップ層の見やすい箇所に巻き込む方式とする。ただし、最外層に炭素繊維又はアラミド繊維を用いる容器その他の当該方式が困難な容器にあつては、次に掲げる事項をアルミニウム箔にその順序で明瞭に、かつ、消えないように打刻又は印

二 〔略〕

三 前項第四号に掲げる容器 票紙に次に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、フープラップ層の見やすい箇所に巻き込む方式とする。ただし、イ、ハ及びホに掲げる事項（最外層に炭素繊維又はアラミド繊維を用いる容器にあつては、すべての事項）をアルミニウム箔に刻印したものを容器胴部の外面に取れないように貼付す

字したもの（ただし、第一項第一号に掲げる事項は打刻に限る。）を、容器胴部の外面に取れないように貼付することをもつてこれに代えることができる。

イヌ 〔略〕

三の二 前項第四号の二に掲げる容器 次に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないようにアルミニウム箔に打刻又は印字したもの（ただし、第一項第一号に掲げる事項は打刻に限る。）を、ケーシングの外面の見やすい箇所を取れないように貼付する方式とする。

イト 〔略〕

四七 〔略〕

4 〔略〕

ることをもつてこれに代えることができる。

イヌ 〔略〕

三の二 前項第四号の二に掲げる容器 次に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないようにアルミニウム箔に刻印したものを、ケーシングの外面の見やすい箇所を取れないように貼付する方式とする。

イト 〔略〕

四七 〔略〕

4 〔略〕

第九条〜第二十六条 〔略〕

第二十七条

1 〔略〕

一・二 〔略〕

三 前回の容器再検査（容器再検査を受けたことのない容器にあつては、容器検査。以下この号及び次項第四号において同じ。）のときの質量に変化がある場合にあつては、容器再検査のときの質量を前回の容器再検査のときの質量の刻印の下又は右に刻印し、前回の容器再検査のときの質量の刻印を二本の平行線の刻印で消すものとする。ただし、アセチレンの容器であつて多孔質物を詰めてあるもの、低温容器及び自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス

第九条〜第二十六条 〔略〕

第二十七条

1 〔略〕

一・二 〔略〕

三 前回の容器再検査（容器再検査を受けたことのない容器にあつては、容器検査。以下この号及び次項第一号において同じ。）のときの質量に変化がある場合にあつては、容器再検査のときの質量を前回の容器再検査のときの質量の刻印の下又は右に刻印し、前回の容器再検査のときの質量の刻印を二本の平行線の刻印で消すものとする。ただし、アセチレンの容器であつて多孔質物を詰めてあるもの、低温容器及び自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス

自動車燃料装置用容器にあつては、この限りでない。

2 法第四十九条第四項の規定により、標章を掲示しようとする者は、超低温容器、半導体製造用継目なし容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素一輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器、金属ファイナ一製一般複合容器（フルラップに限る。）、プラスチックライナ一製一般複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器以外の容器にあつては次の第一号及び第四号に、超低温容器にあつては第一号の二に、半導体製造用継目なし容器にあつては第一号から第四号までに、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素一輪自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては第五号に、金属ファイナ一製一般

自動車燃料装置用容器にあつては、この限りでない。

2 法第四十九条第四項の規定により、標章を掲示しようとする者は、半導体製造用継目なし容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素一輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器、金属ファイナ一製一般複合容器（フルラップに限る。）、プラスチックライナ一製一般複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器以外の容器にあつては次の第一号及び第四号に、半導体製造用継目なし容器にあつては第一号から第四号までに、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素一輪自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては第五号に、金属ファイナ一製一般

置用容器にあつては第五号に、金属ライナー製一般複合容器（フルラップに限る。）、プラスチックライナー製一般複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあつては第六号にそれぞれ掲げる方式に従つて行わなければならない。

一 〔略〕

一の二 前号に掲げる方式とする。ただし、当該方式が困難な

容器にあつては、検査実施者の名称の符号及び容器再検査の

年月（内容積四リットル以上の容器及び高圧ガス運送自動

車用容器にあつては年月日）を明瞭に、かつ、消えないよう

にアルミニウム箔に打刻又は印字したもの（ただし、検査実

施者の名称の符号は打刻に限る。）を、取れないように、容

器検査に合格した際に当該容器に貼付された第八条第二項又

は第六十二条の標章にされた同項の規定による打刻又は印字

複合容器（フルラップに限る。）、プラスチックライナー製一

般複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあつては第六号にそれぞれ掲げる方式に従つて行わなければならない。

一 〔略〕

〔新設〕

の下又は右に貼付することをもってこれに代えることができる。

二〇六 〔略〕

3 〔略〕

二〇六 〔略〕

3 〔略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。